

2. 部活動特待制度

(1) 特待の種類

	第1種特待	第2種特待
優遇措置	・入学金全額免除 ・授業料全額を3年間給付 ※ただし、就学支援金分は除く	・入学金全額免除

(2) 特待の基準

スポーツ・運動部等において活躍している生徒で、別に定める基準に基づき本校校長が中学校長へ推薦を依頼した場合で、受験生が入学後も3年間指定部活動で活動することを確約する場合は、第1種特待または第2種特待を希望することができます

(3) 特待を希望する際の注意

- ア 部活動特待制度を希望する者は、本校専願者に限ります
- イ 部活動特待制度の第1種特待を希望する者が入試で合格した場合、本人が他の学科・コース志望する場合を除いて、アスリートコースに所属します
- ウ 部活動特待制度の第2種特待を希望する者がアスリートコースを第1志望する場合は、必ず第2志望として他の学科・コースを志望してください

(4) 特待が決定した後の注意

「1.一般特待制度の(4)特待が決定した後の注意」と同じ

3. 家族優遇制度

- 卒業生減免制度 父・母・兄・弟・姉・妹のいずれかが本学園（中学・高校・短大・大学）の卒業生である場合は、入学金を半額免除します
- 兄弟姉妹減免制度
 - ① 兄・弟・姉・妹のいずれかが本学園（中学・高校・大学）に在籍している場合は、入学金を半額免除します
 - ② 兄・弟・姉・妹のいずれかが本学園（中学・高校・大学）に同時に入学する場合は、それぞれの入学金を半額免除します

4. 長期留学支援制度

本校の長期留学生対象者は、留学中の本校の授業料を全額免除します

5. 奨学金制度

●特別奨学生（特待対象者を除く）

本校入学後、第1学年および第2学年終了時において、人物・学業とも優秀と認められた生徒に対し、次年度奨学生として月額10,000円を給付します

※その他、自治体や民間の奨学金制度もあります（兵庫県高等学校教育振興会奨学資金、大阪府育英会奨学金、他）

11 受験に際する特別措置

(1) 概要

障害のある生徒や外国籍生徒等の特別な配慮が必要な受験生に対して、中学校長からの申請に基づき、個々の状況に応じて検討した上で、特別措置の可否及び実施内容を決定します

○特別措置の例：別室受験、用紙拡大、試験時間延長、車椅子使用 等

(2) 相談

特別措置の実施を希望する受験生やその保護者は、余裕をもって（できれば出願期間の前に）中学校の担任等に相談してください

(3) 申請

受験生やその保護者から特別措置の相談があった場合、中学校長は速やかに本校校長へ電話で連絡し、別に定める様式により特別措置の申請をしてください

(4) 決定

中学校長から特別措置の申請があった場合、本校校長は入試を実施するまでに個々の状況に応じて検討した上で、特別措置の可否及び実施内容を決定し、中学校長へ通知します

(5) 実施

受験生やその保護者は中学校の担任等から特別措置の可否及び実施内容について了知し、入試の当日、受験生は本校の指示に従って受験してください